

回 覧

富 環 号 外
令和 8 年 3 月 1 1 日

各 位

富里市経済環境部環境課長

令和 8 年度狂犬病予防集合注射の実施について

日頃より本市の環境行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、狂犬病予防集合注射を下記のとおり実施しますので、注射を希望する方は、最寄りの会場または都合の良い会場に犬同伴のうえ御来場ください。

なお、富里市に犬の登録をしている飼い主には、事前に案内はがきを送付します。

記

- 1 日時・場所 日程表（裏面）のとおり
- 2 対 象 生後 9 1 日以上で市内で飼養されている犬
- 3 料 金 一頭に付き **3, 7 0 0 円**（現金のみ）
（注射料金 3, 1 5 0 円 + 注射済票交付手数料 5 5 0 円）
※なるべくお釣りのないようお願いします。
※マイクロチップ未装着の犬を市に登録する場合、登録手数料 3, 0 0 0 円が追加でかかります。
- 4 そ の 他 〈来場時の注意事項〉を必ずお読みください。

※犬の飼い主は、飼い犬の登録と毎年の狂犬病予防注射の接種及び注射済票の交付を受ける義務があります。

問い合わせ先

担 当 富里市経済環境部

環境課環境対策衛生班

担当者 渡貫、相京

電 話 0 4 7 6 (9 3) 4 9 4 6

令和 8 年度狂犬病予防集合注射日程表

月/日	会 場	時 間
4 / 7 (火)	七栄集会所 (獅子穴公園隣)	9時から10時まで
	東七栄集会所	10時25分から10時55分まで
4 / 8 (水)	しらかば公園 (ファミリータウン富里内)	9時から9時50分まで
	根木名公民館	10時15分から10時40分まで
	久能集会所	11時10分から12時まで
4 / 10 (金)	南七栄第3公園 (南七栄区民会館隣)	9時から9時30分まで
	南平台自治会館	9時55分から10時25分まで
	富里第二工業団地第2公園 (中沢消防機庫隣)	11時から11時40分まで
4 / 14 (火)	三区公民館	9時から10時まで
	実の口集会所	10時25分から10時55分まで
	高松入集会所	11時30分から12時まで
4 / 15 (水)	両国共同利用施設	9時から9時40分まで
	葉山集会所	10時20分から10時50分まで
4 / 19 (日)	富里市役所	8時50分から10時20分まで
	北部コミュニティセンター第2駐車場	11時から12時まで

<来場時の注意事項>

- 料金は3,700円です。(内訳：注射料金3,150円+済票交付手数料550円)
- 会場でのフンの後始末は、必ず飼い主が責任をもって行ってください。
- 送付される案内はがき裏面の問診票を事前に記入・署名し、会場に持参してください。
- 富里市に転入してきた犬でマイクロチップを装着していない犬は、事前に市役所で所在地変更の手続きを済ませてからご来場ください。
- 富里市に転入してきた犬でマイクロチップを装着している犬は、事前に下記サイトで所在地変更の手続きを済ませてからご来場ください。

※犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト <https://reg.mc.env.go.jp>

- 普段から犬の面倒を見ている方、犬の扱いに慣れた方、犬の制御が出来る方が犬を連れて来てください。
- 犬には首輪や胴輪等を装着し、会場ではリードを短く持ち、他の犬と接触しないように十分距離を取ってください。
- 事故防止のため、乳幼児などを連れての来場は御遠慮ください。
- 雨天時は、犬をふくためのタオル等を必ず用意してください。
- 問診・注射の妨げになりますので、犬に衣服は着せないでください。
- 集合注射では、注射を伴わない手続き(済票交付のみや変更手続き等)は行いません。
- 午前7時までに気象警報が発令された場合、その日の集合注射は中止となります。また、集合注射実施中に気象警報が発令された場合は、その時点の会場を以ってその日は中止とします。**

その他

- 既に動物病院等で狂犬病予防注射を受けている場合は、市役所環境課又は日吉台出張所で注射済票の交付手続きをしてください。
- 飼い犬が死亡した場合は、市役所環境課に届け出てください(電話でも結構です)。

<会場内では次の順番で注射等を実施します>

- ① 受付…案内はがき及び犬の問診票記載の有無の確認を受けます。
- ② 問診…案内はがきを獣医師に渡し、犬の問診を受けます。
- ③ 注射…問診終了後、注射を受けます。
- ④ 会計…注射終了後、会計で料金を支払い、注射済票等を受け取ります。

犬・猫の飼い主の皆様へ

多頭飼養の届出について

千葉県では、犬猫の多頭飼養者に対して飼い方のアドバイス等をするため、「**飼養する犬猫が合わせて10頭以上**」の飼い主に対し保健所への届出を「動物の愛護及び管理に関する条例」で義務づけています。

(詳しくは住所地を管轄する保健所にご相談ください。)

ペットが増えると……

- 動物の世話や健康管理が難しくなります
- 鳴き声や臭いなどで近隣住民に迷惑がかかるおそれがあります

- ペットが増えて管理ができなくなる前に、不妊去勢手術を実施しましょう
- 何かお困りのことがありましたら、最寄りの保健所に早めに相談してください

保健所一覧→



マイクロチップ情報って？

- ・マイクロチップは、犬猫の体内に装着する電子タグで、専用のリーダーをかざすと、記録された15桁の数字を読み取ることができます
- ・数字に紐付けて、飼い主の情報(住所・氏名・電話番号等)をデータベースに登録することで、迷子の犬猫が保護された時、飼い主に連絡することができます

- 飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合
- マイクロチップが装着された犬猫を迎え入れた場合
- 飼い主の情報が変わった場合
- 犬猫が亡くなった場合

**情報の登録・変更
が必要です**

詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」を御確認ください(<https://reg.mc.env.go.jp>)



- 飼い犬が人をかんでしまったときは保健所へ届出をし、犬が狂犬病にかかっているかどうか獣医師の検診を受けましょう
- 飼い主には、犬の**係留義務**があります
(囲いの中で飼うか、ロープなどにつないで飼いましょう)
- 散歩は犬を制御できる人が行い、**引綱は短く保持**しましょう



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

犬・猫が迷子になってしまったら、すぐに保健所・動物愛護センター・警察へ届け出ましょう

※オンラインで届出ができます →



犬を飼ったら

飼い始めてから
30日以内!

登録と狂犬病予防注射をしましょう

🐾 飼い犬の登録生涯一回

- ・お住まいの市町村窓口で登録
- ・登録すると【鑑札】が交付されます

市町村によっては、マイクロチップ情報の登録を行えば、【マイクロチップ】が鑑札とみなされるので、【鑑札】は交付されません



詳しくはお住まいの市町村窓口
にお問い合わせください

🐾 狂犬病予防注射 毎年 4月～6月

- ・集合注射会場もしくは動物病院で注射
- ・注射後に市町村窓口で手続きをすると、【注射済票】が交付されます



交付された鑑札や狂犬病予防注射済票 を飼い犬に装着してください

※登録や狂犬病予防注射を行わない、鑑札や注射済票を装着しない場合、20万円以下の罰金が科せられることがあります

⚠️ 知っていますか？ 狂犬病 ⚠️

- 🐾 人にもうつる病気です
- 🐾 発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です
- 🐾 日本での発生はありませんが、近隣国のほとんどで発生しており、世界で年間約6万人が死亡しています

海外からの人や物の流入が激しい現代では、海外からの侵入に備え、飼い犬や家族を守るため**狂犬病予防注射**を打ちましょう

